

バーゼルⅡの標準的手法における格付と 見直し後規制案の信用リスク区分との対応関係について

平成 17 年 3 月 31 日
金 融 庁

昨年6月26日にバーゼル銀行監督委員会が公表したバーゼルⅡの最終案においては、個社の格付が例示として使用されていますが、当庁の見直し後規制案の標準的手法部分においては、格付に代えて「信用リスク区分」という名称が使用されています。

これは、標準的手法においては、個社の格付と「信用リスク区分」の対応関係が、最終的には、「バーゼルⅡにおいて利用可能な格付機関の選定について」のマッピングの基準に基づいて定められること等によるものです。

しかし、見直し後規制案を読むだけでは、バーゼルⅡの最終案の格付と告示素案の「信用リスク区分」との対応関係が分からないことから、以下において両者の関係を示すこととしました。

なお、当文書はあくまでバーゼルⅡの最終案の格付と見直し後規制案の「信用リスク区分」との対応関係とを便宜的に示すものであり、バーゼルⅡで例示に使用された個社の適格性及び格付とリスク・ウェイトの関係(マッピング)を定めるものではありません。

1. 中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー

バーゼルⅡ (パラグラフ53)	AAA～ AA-	A+～ A-	BBB+～ BBB-	BB+～ BB-	B+～B-	B- 未満
信用リスク区分 (第56条)	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6
リスク・ウェイト (パーセント)	零	二十	五十	百	百	百五十

2. 国際開発銀行向けエクスポージャー

バーゼル委 (パラグラフ63)	AAA+～ AA-	A+～ BBB-	BB+～ BB-	B+～B-	B-未満
信用リスク区分 (第60条)	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	五十	百	百	百五十

3. 金融機関向けエクスポージャー

バーゼル委 (パラグラフ63)	AAA～ AA-	A+～A-	BBB+～ B-	B-未満
信用リスク区分 (第63条)	3-1	3-2	3-3	3-4
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	五十	百	百五十

4. 法人等向けエクスポージャー

バーゼル委 (パラグラフ66)	AAA～ AA-	A+～A-	BBB+～ BBB-	BB+～ BB-	BB-未満
信用リスク区分 (第65条)	4-1	4-2	4-3	4-4	4-5
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	五十	百	百	百五十

5. 短期格付

バーゼル委 (パラグラフ103)	A-1/P-1	A-2/P-2	A-3/P-3	A-3/P-3 未満
信用リスク区分 (第66条)	5-1	5-2	5-3	5-4
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	五十	百	百五十

(以上)